

厚生労働省が平成25年7月25日に発表したところによると、平成24年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数が6万件を超えたとのことである。私が弁護士として児童虐待防止に取り組み始めたのが平成8年。その頃の対応件数の発表が6000件ほどで10倍以上となつた。このような対応件数の増加は、いわゆる児童虐待防止法により、国民に対して虐待などを発見した場合に児童相談所などに通告する義務を課した影響も考えられる。しかし、もともと

あつたことを考慮すると件数的には10倍以上となつた。このような対応件数の増加は、いわゆる児童虐待防止法により、国民に対して虐待などを発見した場合に児童相談所などに通告する義務を課した結果との誤差)が相当程度認められるのではないかと以前から言われていたことを思うと、昔から6万件ほどであつたのかもしれない。

統計上は実母による虐待の割合が一番多く、虐待される児童の年齢は0歳から2歳ころまでが一番多いと言われている。児童と一緒に時間を過ごす実母の割合が一番多くなるのは想像に容易く、つかり立ちができる両手が使えるようになつて行動範囲が広がつたころの児童に対する虐待件数が急増することも頗けるところがある。

ところで、児童虐待防止を考えるにあたり、私には忘れられない事件がある。児童虐待防止に取り組み始めた頃、児童相談所や医師、弁護士などのさまざまな職業の方々が中心となって研究会を立ち上げ、先進的に虐待防止に取り組んでいたのは大阪と名古屋だった。そこで、私は定期的に名古屋にある研究会に顔を出してどのような活動がなされているのか勉強していくこととなつた。情けないことに勉強を始める前は、親が子どもを虐待して死亡させた事件を報道で知るにつけ、「母性愛がある女性なのか」などという程度のことしか考えられなかつた。しかし、その家族構成や日々の生活状況、傷病歴などを踏まえ、家族病理として児童虐待といふものを考えていくにつれて、虐待された児童のみならず虐待親のケアを図ることが急務であると考えようになつた。

その頃、名古屋では、虐待により子どもを死亡させてしまつた女性の殺人事件に児童虐待防止に取り組んできた弁護士が弁護人となつてゐた。もちろん、弁護士は弁護士だけであれば基本的に時間制限もなく被疑者と接見することができ

るが、逮捕勾留されている実母の精神的なケアを被疑者段階から考えていこうとした。そこで友人の精神科医に手弁当で手伝つてもらい、精神科医と一緒に時間的な制限がある。よつて、刑務所に服役している一般面会で繰り返し実母と接見をしていた。その後、弁護活動の甲斐があつて、実母は執行猶予となり社会に復帰し、弁護士もその精神科医もこれから本格的に実母にケアをしていこうと考えていた矢先に、実母が自殺をするという苦い経験をしてしまつた。

それから1年ほど経つた頃であろうか、北海道内の地方都市で、実母が長男と次男をそれぞれ脇に抱え、住んでいたマンションから飛び降り、1人が死亡、もう1人が重症となつて自らも大けがをするという事件が起きた。その事件の記事を新聞で見た時、私は名古屋の事件を思い出して気になつていた。札幌から1時間30分程度で行ける距離であつたから、それほどまでに気になるのであれば、押しかけでも接見に行くべきだつた。その後、実母は鑑定留置となり、身柄を拘束されながら医師による精神鑑定が進められている途中、拘置場所でタオルを使つて自殺をし

てしまったのである。

我が国の刑事裁判手続は、自ら行つた犯罪に見合う刑罰が科されるという応報思想に根ざしている。よつて、刑務所に服役している最も精神的なケアが十二分になされるわけではなく、出所した後に実母がどのような精神的なケアなどの国家機関が関心を持つことはまずない。そこには刑に服して責任を取らせるというモノクロの2つの選択肢しかない。仮に執行猶予判決となれば、判決言い渡し時点では基本的に刑事裁判手続は終わる。

どんな理由があつても殺人は許されるものではない。しかし、この当たり前の命題はそれ以上の何も語らない。自ら行つた罪を自分の中にすべて飲み込み、社会復帰後、自分の命を絶つ可能性があるので、弁護士は弁護活動を行つて、裁判所は処罰をしてその仕事を終え、刑務所は服役させることで罪を贖^{あがな}わせ仕事を終えるが、家族病理として虐待を行つた親への取り組みは何も終わつていないので、何も始まつていないのである。